

吹田市公民館条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----          \ }          (6) }</p> <p>(7) 吹田市山手地区公民館 <u>吹田市山手町1丁目933番5</u></p> <p>(8) } -----略-----          \ }          (17) }</p> <p>(18) 吹田市北千里地区公民館 <u>吹田市古江台4丁目2番D7</u></p> <p>(19) } -----略-----          \ }  <del>(29)</del> }          2 }</p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第10条 -----略-----</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----          \ }          (6) }</p> <p>(7) 吹田市山手地区公民館 <u>吹田市山手町1丁目6番1号</u></p> <p>(8) } -----略-----          \ }          (17) }</p> <p>(18) 吹田市北千里地区公民館 <u>吹田市古江台3丁目8番</u></p> <p>(19) } -----略-----          \ }  <del>(29)</del> }          2 }</p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第10条 -----略-----</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第11条 <u>教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に北千里地区公民館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>るための事業の実施に関する業務</u></p> <p>(2) <u>使用の許可に関する業務</u></p> <p>(3) <u>使用料の徴収に関する業務</u></p> <p>(4) <u>施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、北千里地区公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定により指定管理者に北千里地区公民館の管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、北千里地区公民館の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p>5 <u>第1項の規定により指定管理者に北千里地区公民館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第2項、第8条及び第9条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>(指定管理者候補者選定委員会)</u></p> <p>第12条 <u>前条第1項の規定により指定管理者に北千里地区公民館の管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。</u></p> <p>3 <u>選定委員会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p>4 <u>委員は、学識経験者その他教育委員会規則で定める者のうちから、必要の都度教</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(委任) 第11条                   -----略-----</p>	<p><u>育委員会が委嘱し、又は任命する。</u> <u>5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。</u> <u>6 委員は、再任されることができる。</u> <u>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> <u>8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u> (委任) 第13条                   -----略-----</p>